

高松市工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手  
続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、工事等の入札及び契約の過程並びに高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）の規定による指名停止又は警告若しくは注意喚起（以下「措置」という。）に係る苦情処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「工事等」とは、市（病院局を除く。）が発注する建設工事、建設工事に係る設計及び測量コンサルタント並びに建設工事事務用資材の製造で、その入札事務を財政局契約監理課が所管するものをいう。

(苦情処理の対象となる工事等)

第3条 苦情処理の対象となる工事等は、次のとおりとする。

- (1) 制限付き一般競争入札（高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領（平成20年4月1日施行）又は高松市制限付き一般競争入札実施要領（平成6年4月1日施行）を適用し執行する制限付き一般競争入札をいう。以下同じ。）による工事等
- (2) 公募型指名競争入札（高松市公募型指名競争入札実施マニュアル（平成13年6月1日施行）を適用し執行する指名競争入札をいう。以下同じ。）による工事等
- (3) 指名競争入札（前号に規定する指名競争入札を除く。以下同じ。）による工事等
- (4) 随意契約による工事等

(入札手続の執行)

第4条 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、原則として入札手続の執行を妨げない。

(苦情の申立てをすることができる者及び申立てができる範囲)

第5条 工事等及び措置の区分に応じ次の各号に定める者は、当該各号に定める範囲について、市長に対し苦情の申立てをすることができる。

- (1) 制限付き一般競争入札（総合評価落札方式（高松市総合評価落札方式実施要領（平成25年6月1日施行）に基づく総合評価落札方式をいう。以下同じ。）によるものに限る。）による工事等 次のア及びイに掲げる者並びにその者につきそれぞれア及びイに定める範囲
  - ア 入札参加資格の審査において入札参加資格がないと認められた者 入札参加資格がないと認めた理由
  - イ 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者 落札者としなかった理由

- (2) 制限付き一般競争入札（総合評価落札方式によるものを除く。）による工事等  
入札参加資格の審査において入札参加資格がないと認められた者 入札参加資格がないと認めた理由
- (3) 公募型指名競争入札（総合評価落札方式によるものに限る。）による工事等 次のア及びイに掲げる者並びにその者につきそれぞれア及びイに定める範囲  
ア 入札参加申請書を提出した者で、指名されなかったもの 指名しなかった理由  
イ 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者 落札者としなかった理由
- (4) 公募型指名競争入札（総合評価落札方式によるものを除く。）による工事等 入札参加申請書を提出した者で、指名されなかったもの 指名しなかった理由
- (5) 指名競争入札による工事等 有資格者（契約の申込みの誘引の時点で有効な高松市の入札参加資格者名簿に登録されている者をいう。次号において同じ。）のうち、当該指名競争入札に係る業種区分と同一の業種区分に登録されている者であって、当該指名競争入札に指名されなかったもの 指名しなかった理由
- (6) 随意契約による工事等 有資格者のうち、当該随意契約に係る業種区分と同一の業種区分に登録されている者であって、当該随意契約の相手方とならなかったもの 随意契約の相手方として選定しなかった理由
- (7) 措置 措置を受けた者 措置の内容及び理由  
(苦情の申立てができる期間)

第6条 苦情の申立ては、次に掲げる期間内の市の執務時間（午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までをいう。以下同じ。）中に、別記様式による申立書を、契約監理課に持参により提出しなければならない。

- (1) 制限付き一般競争入札による工事等 次のア及びイに掲げる者に応じそれぞれア及びイに定める期間  
ア 入札参加資格の審査において入札参加資格がないと認められた者 入札参加資格要件を満たしていない旨の無効通知をした日の翌日（その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日又は12月29日から翌年の1月3日まで（以下これらの日を「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日。イ及び次号において同じ。）まで  
イ 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者 落札者決定の公表を行った日の翌日まで
- (2) 公募型指名競争入札による工事等 次のア及びイに掲げる者に応じそれぞれア及びイに定める期間  
ア 入札参加申請書を提出した者で、指名されなかったもの 非指名通知をした日の

翌日まで

イ 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者 落札者決定の公表を行った日の翌日まで

(3) 指名競争入札による工事等 入札執行後指名業者名を公表した日の翌日から起算して7日(休日は算入しない。)以内

(4) 随意契約による工事等 契約締結後契約の相手方を公表した日の翌日から起算して7日(休日は算入しない。)以内

(5) 措置 当該措置の通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日は算入しない。)以内

2 前項の規定にかかわらず、同項の申立書は、次に定めるところにより、郵送で提出することができる。

(1) 申立書を封筒に入れて封緘し、当該封筒の表面に「申立書在中」及び「親展」の文字を記載し、次の宛先に前項に規定する提出締切日時までに必着させること。

郵便番号 760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所財政局契約監理課

(2) 一般書留又は簡易書留によること。

(苦情の申立てに対する回答)

第7条 市長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日(休日は算入しない。)以内に、書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、同項の回答期間を延長することができる。

3 市長は、前条の申立期間を経過したものその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができる。

4 市長は、第1項の規定による回答をする場合には、同項の書面に、再苦情の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(再苦情の申立て)

第8条 前条第1項の規定による回答書を受領した者であって、その回答の内容に不服があるものは、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日(休日は算入しない。)以内の市の執務時間中に、別記様式による申立書を契約監理課に持参により提出し、市長に対し再苦情の申立てをすることができる。

2 第6条第2項の規定は、前項の申立書に準用する。

3 市長は、前2項の規定による申立てがあったときは、速やかに高松市入札監視委員会条例(平成24年高松市条例第60号)に定める高松市入札監視委員会(以下この項において「委員会」という。)に審議を依頼するものとし、その審議の結果を踏まえた上

で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日は算入しない。）以内に、書面により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を、申立てが認められたときは申立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を申立者に対し明らかにしなければならない。

- 4 高松市入札監視委員会条例第2条に規定する建設工事以外のものに係る措置に対する前項の規定の適用については、同項中「速やかに高松市入札監視委員会条例（平成24年高松市条例第60号）に定める高松市入札監視委員会（以下この項において「委員会」という。）に審議を依頼するものとし、その審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日」とあるのは、「その都度学識経験を有する者のうちから委員を速やかに委嘱するものとし、その意見を踏まえた上で、その意見をを受けた日」とする。
- 5 市長は、第1項の申立期間を経過したものその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができる。

（苦情処理結果の公表）

第9条 市長は、第7条第1項又は前条第3項の規定による回答をしたときは、申立書及びこれに対する回答書を速やかに公表するものとする。ただし、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号）第7条に規定する非公開情報に該当すると認められるときは、この限りでない。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成24年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後契約の申込みの誘引を行うものについて適用し、同日前に契約の申込みの誘引を行ったものについては、なお従前の例による。  
（高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領の一部改正）

- 3 高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「高松市指名停止等措置要綱（平成元年高松市庁達第2号）」を「高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）」に改める。

第15条を次のように改める。

（苦情の申立て等）

第15条 前条の審査により入札参加資格がないと認められた者及び高松市総合評価落札方式施行要領（平成20年1月24日施行）に基づく総合評価落札方式による入札において落札者とならなかった者のうち落札者の決定結果に対して不服がある者の苦

情及び再苦情の申立てに関しては、高松市工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領（平成24年6月1日施行）の定めるところによる。  
（高松市制限付き一般競争入札実施要領の一部改正）

- 4 高松市制限付き一般競争入札実施要領の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「高松市指名停止等措置要綱（平成元年高松市庁達第2号）」を「高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）」に改める。

第7条を次のように改める。

（苦情の申立て等）

第7条 入札参加資格がないと認められた者及び高松市総合評価落札方式施行要領（平成20年1月24日施行）に基づく総合評価落札方式による入札において落札者とならなかった者のうち落札者の決定結果に対して不服がある者の苦情及び再苦情の申立てに関しては、高松市工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領（平成24年6月1日施行）の定めるところによる。

（高松市公募型指名競争入札実施マニュアルの一部改正）

- 5 高松市公募型指名競争入札実施マニュアルの一部を次のように改正する。

8-2を次のように改める。

（苦情の申立て等）

8-2 第7項に規定する非指名通知を受けた者及び高松市総合評価落札方式施行要領（平成20年1月24日施行）に基づく総合評価落札方式による入札において落札者とならなかった者のうち落札者の決定結果に対して不服がある者の苦情及び再苦情の申立てに関しては、高松市工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領（平成24年6月1日施行）の定めるところによる。

（高松市総合評価落札方式施行要領の一部改正）

- 6 高松市総合評価落札方式施行要領の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（苦情の申立て等）

第8条 総合評価落札方式による入札において落札者とならなかった者のうち落札者の決定結果に対して不服がある者の苦情及び再苦情の申立てに関しては、高松市工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領（平成24年6月1日施行）の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（抄）

- 1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）高松市長

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

苦情（再苦情）申立書

- 1 苦情（再苦情）を申し立てる工事（措置）  
工事名
  
- 2 苦情（再苦情）を申し立てる理由

（注）

- 1 この申立書は、持参により、又は一般書留若しくは簡易書留による郵送で提出してください。
- 2 この申立書は、苦情（再苦情）に対する回答をしたときは、回答書とともに公表されます。